

南山大学同窓会会則

第1章 総 則

第1条 (名 称)

本会は南山大学同窓会と称する。

第2条 (目 的)

本会は会員相互の親睦を図り、本会並びに南山大学の発展に寄与することをもってその目的とする。

第3条 (事 業)

本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 親睦会の開催。
- (2) 会報、その他必要と認められる出版物の刊行。
- (3) 南山大学の発展に必要な事業に対する援助。
- (4) 研究会および講演会などの開催。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業。

第4条 (本部および支部など)

本会は本部を南山大学に置き、理事会の議決により必要な地に支部を設けることができる。

第5条 (事務局)

本会は事務局を設け事務局員を置く。

第2章 会 員

第6条 (会員構成)

本会は次の者をもって構成する。

- (1) 名古屋外国語専門学校、南山大学学部卒業生および南山短期大学卒業生。
- (2) 南山大学大学院修了生。
- (3) 名古屋外国語専門学校、南山大学学部、南山大学大学院および南山短期大学の中途退学者で常任理事会の承認を得た者。

第7条 (会員資格)

本会の会員資格は前条に該当する者で、第35条(1)で定める会費の納入により、これを取得できるものとする。

第8条 (資格喪失)

本会の会員中会員としてふさわしくない行為のあった者は、代議員総会の決議により除名することができる。

第9条 (名誉会員)

本会は次の者のうちから理事会の推薦により名誉会員を委嘱することができる。

- (1) 南山大学の教員(教授、准教授、専任講師)
- (2) 名古屋外国語専門学校、南山大学および南山短期大学の旧教員もしくは現旧職員。

第10条 (名誉会長および顧問)

本会は名誉会員のうちから理事会の推薦により名誉会長および顧問を委嘱することができる。

第3章 役 員

第11条 (役 員)

本会に次の役員をおく。

会長 1名、副会長 若干名、常任理事 若干名、理事 若干名、監事 2名。

第12条 (相談役)

本会は前条に掲げる役員のほか相談役を若干名おくことができる。

相談役は会員のうちから常任理事会の推薦により、理事会の承認を得て委嘱する。

第13条（役員を選出および委嘱）

役員を選出および委嘱は本条の定めるところによる。

- (1) 理事は代議員総会で代議員のうちより、これを選出する。
- (2) 常任理事は理事の互選により、会長、副会長は常任理事の互選によって選出し、代議員総会の承認を得るものとする。
- (3) 監事は会員のうちから理事会の推薦により代議員総会の承認を得て委嘱する。

第14条（役員などの任期）

役員などの任期は本条の定めるところによる。

- (1) 役員・代議員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。
- (2) 役員に欠員を生じた場合は、必要に応じ理事会の議決を経て選出または委嘱する。
ただし、その任期は前任者の残任期間とする。
- (3) 任期満了によって退任した役員は後任者が就任するまでは引き続き、その任務を行うものとする。

第15条（役員および相談役の職務権限）

役員職務権限は本条の定めるところによる。

- (1) 会長は本会を代表し会務を統轄し、副会長は会長を補佐し会長事故ある時は、これに代わる。
- (2) 常任理事は会務を分掌し、理事会の議決に従って会務を執行処理する。
- (3) 理事は理事会に出席して、常任理事の選出および委嘱に関する事項、本会則の改廃、予算および会計に関する事項、ならびに代議員総会の議決を要する事項、その他重要な事項を審議し決定する。
- (4) 監事は本会の会計の内容を監査し、年2回以上理事会に報告するものとする。
- (5) 相談役は会務について、会長の要請により助言を与えるものとする。

第4章 総会

第16条（総会の構成）

本会は第7条の会員資格を有する者で構成する。

第17条（総会）

- (1) 定期総会は毎年1回これを開くものとする。ただし、定時代議員総会の開催をもって、これに代えることができる。
- (2) 臨時総会は全会員の1/3以上の要請があったとき、あるいは代議員総会または理事会が必要と認めるとき開催するものとする。

第5章 代議員総会

第18条（代議員総会の構成）

- (1) 代議員総会は各卒業年次、各支部などから選出された代議員で構成する。
- (2) 代議員の選出は別に定める選出細則による。

第19条（代議員総会の目的）

定時代議員総会は次の各号の議決および承認を行う。

- (1) 前年度事業報告並びに収支決算
- (2) 新年度事業計画並びに予算案
- (3) 本会則の改廃
- (4) 役員を選出

(5) その他の重要な事項

第20条 (代議員総会の議決および承認)

代議員総会の議決および承認は出席代議員の過半数をもって決定する。
ただし、可否同数の場合は議長が、これを決定する。

第21条 (臨時代議員総会の開催)

臨時代議員総会は議題を特定し、全代議員の1/3以上の要請があったとき、または理事会が必要と認めた場合に開くものとする。

第6章 理事会

第22条 (理事会の構成)

理事会は第13条(1)で選任された役員で構成する。

第23条 (理事会の目的)

- (1) 理事会は第15条(3)の事業を遂行するに必要な事項を審議する。
- (2) 理事会は前号の事業を遂行するに必要と認めるときには、委員会を設けることができる。

第24条 (理事会の議決)

理事会での審議事項は出席理事の過半数の賛成をもって決定する。
ただし、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

第25条 (理事会の開催)

- (1) 通常、理事会は年3回以上これを開くものとする。
- (2) 臨時理事会は理事の1/3以上の要請があったとき、または常任理事会が必要と認めるとき開くものとする。

第7章 常任理事会

第26条 (常任理事会の構成)

常任理事会は第13条(2)で選出された会長、副会長、常任理事で構成する。

第27条 (常任理事会の目的)

- (1) 常任理事会は第15条(2)により本会の事業を分掌する常任理事が会務を遂行するために必要な事項を審議する。
- (2) 前号については理事会の議決を要する事項について検討し提出する。

第28条 (常任理事会の議決)

常任理事会での審議事項は出席常任理事の過半数の賛成をもって決定する。ただし、可否同数の場合は会長がこれを決定する。

第29条 (常任理事会の開催)

- (1) 常任理事会は2か月に1回以上を目的として、これを開くものとする。
- (2) 臨時常任理事会は常任理事の1/3以上の要請があったとき、または会長が必要と認めるとき開くものとする。

第8章 委員会

第30条 (委員会の設置)

委員会は第23条(2)によって設置される。

第31条 (委員会の構成)

- (1) 委員会委員は理事の中から常任理事会において選出された者で構成し、会長が当該会務・事項を付託する。
なお、必要な場合は理事以外の会員にも委嘱することができる。
- (2) 委嘱された委員は誠実に積極的に、その任を遂行する義務を負う。
- (3) 委嘱された委員は互選で委員長および副委員長を選出する。

第32条 (委員会の目的)

第23条(2)で付託された会務および事項を遂行し、その結果を

常任理事会に提出する。

第33条（委員会の開催）

前条の目的を達するため、委員長が必要と認めた都度随時に開催する。

第34条（委員会の終結、解散）

第32条の目的を達したとき理事会の承認を得て当該委員会は終結し、解散する。

第9章 会費

第35条（会費および経費など）

- (1) 会費は南山大学同窓会会費規定に基づく入会金および年会費とする。
- (2) 会の活動経費は会費、寄付金および、その他の収入をもって充当する。
- (3) すでに納入した会費などは理由の如何にかかわらず、これを返還しない。ただし、入学時における納入金については、この限りではない。

第36条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

（付則）

1. 会則に定めのない細目については理事会において決定する。
2. 会則は昭和48年4月1日より施行し旧会則は廃止する。
3. 会則の改正は昭和49年4月1日より施行する。
4. 会則の改正は昭和51年5月23日より施行する。
5. 会則の一部を改正し、昭和56年6月7日より施行する。
6. 会則の一部を改正し、平成12年6月18日より施行する。
7. 会則の一部を改正し、平成15年6月15日より施行する。
8. 会則の一部を改正し、平成18年6月25日より施行する。
9. 会則の一部を平成20年6月21日に改正し、平成21年の会計年度より施行する。（未実施）
10. 会則の一部を平成21年6月21日に改正し、平成22年の会計年度より施行する。
11. 会則の一部を平成23年6月19日に改正し、平成24年の4月1日より施行する。
12. 会則の一部を改正し、平成25年6月23日より施行する。

南山大学同窓会会費規定

第1条（名称）

本規定は南山大学同窓会会費規定と称する。

第2条（会費）

南山大学同窓会会則第35条(1)の会費は、入会金16,000円、年会費3,000円とする。

第3条（会費の納入）

会費の納入については、本条の定めるところによる。

- (1) 在学学生は入会金と年会費(4年分)の合計を在学期間に応じて均等分割して前納し、卒業後4年間の年会費に充当する。
- (2) 年会費は、卒業後4年を経過した年度から納入する。
納入は、単年度分あるいは一定期間分を前納する永年会費制のいずれかによるものとする。
- (3) 前号の「永年会費制」を次の通り定める。

3ヵ年分	前納	8,000円
5ヵ年分	前納	13,000円
8ヵ年分	前納	20,000円
10ヵ年分	前納	25,000円

(付則)

1. 本規定に定めのない細目については常任理事会において決定する。
2. 本規定は昭和48年4月1日より施行する。
3. 本規定は昭和51年6月15日より施行する。
4. 本規定は昭和58年4月1日より改訂施行する。
5. 本規定の一部を改訂し、平成3年4月1日より施行する。
6. 本規定の一部を改訂し、平成10年4月1日より施行する。
7. 本規定の一部を改訂し、平成13年4月1日より施行する。
8. 本規定の一部を平成20年6月21日に改定し、平成21年の会計年度より施行する。(未実施)
9. 本規定の改廃については、代議員総会の承認を要するものとする。
10. 本規定の一部を平成21年6月21日に改定し、平成22年の会計年度より施行する。
* 第3条(1)(2)は平成22年度以降の入学生から適用するものである。

南山大学同窓会代議員・理事候補者選出細則

第1章 総 則

第1条(目的)

本細則は南山大学同窓会会則第18条に定められた「代議員の選出」と同会則第13条(1)による「理事選出」のための候補者推薦を行うこと、また、そのために設けられる委員会(代議員・理事推薦委員会と略称も可)の常置につき、以下の通り規定する。

第2章 代議員の選出

第2条(代議員選出母体)

代議員選出母体は本条の定めるところによる。

- (1) 各卒業年次
- (2) 各支部
- (3) 理事会が選出母体として承認したもの

第3条(代議員選出員数)

前条第1号から3号までの各選出母体より選出する代議員数は本条の定めるところによる。

- (1) 一卒業年次につき5名以内とし、一卒業年次の会員数が500名を超える場合は100名ごとに1名を追加選出することができる。
- (2) 各支部は必要に応じて支部長を含む若干名の代議員を選出することができる。
- (3) 理事会が承認した選出母体については、各1名を選出することができる。

第4条(代議員選出確認)

第2条第1号の代議員については、次の選出確認を行う。

- (1) 任期更新時にあたり、各卒業年次同窓生による投票を行い、投票総数の過半数の信任を得るものとする。
なお、信任投票非実施年度中に推薦・委嘱された卒業年次の新代議員については、委嘱中に実施される信任投票時の選出確認が求められるものとし、その任期満了時は既選出の代議員と同一とする。
- (2) 前号の信任投票の実施に先立ち、各卒業年次が選出する代議員については、その候補者の推薦(自薦・他薦)を受け、当該者の意志確認を行った上、推薦を決定するものとする。
なお、自薦・他薦の候補者については、当該年次等の会員1名以上の推薦人の記名が求められる。

第3章 理事候補者の選出

第5条（理事候補者の推薦）

代議員総会において互選される理事の候補者については「代議員・理事候補者推薦委員会」は、事前に次の候補者名簿を作成する。

- (1) 卒業年次の自薦・他薦並びに理事経験者の中からの相当数。
- (2) 各支部から推薦された各2名以内。

なお、(1)の候補者は任期満了に際し予め継続・更新を承諾した代議員以外の自薦・他薦については当該年次等の会員1名以上の推薦人の記名が、また他薦には本人の同意確認が求められる。

第6条（理事選出の追認）

前条は、いずれも任期満了時における代議員総会の互選について適用されるが、非改選期中における新代議員または現代議員の中から補充選出される理事については、理事会の承認をもって互選に代えることができ、その任期満了時は既互選理事と同一とする。

第4章 代議員・理事候補者推薦委員会

第7条（構成・運営）

本細則第3・4条実施による代議員選出と第5・6条の理事候補者の推薦に関して、理事会が会員の中から委嘱した15名構成の「代議員・理事候補者推薦委員会」を常置し、その委員長1名・副委員長若干名を互選する。

第5章 付則

第8条（細則の取扱）

本細則に定めのない事項並びに改定については、理事会において決定することとし、必要な内規は前条の委員会により定められる。

第9条（旧・代議員選出細則）

旧細則は、昭和49年4月1日より施行され、昭和52年10月11日・昭和58年3月15日・平成8年2月17日・平成14年5月22日より、その一部が改定施行された。

第10条（理事候補者推薦細則との併合）

本細則は、「代議員・理事候補者選出細則」として、全面的に改定され、平成19年10月20日より実施される。

第11条 本細則の一部を改定し、平成26年4月1日より施行する。

（以 上）